

第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 29 年（2017 年）7 月 24 日（月）14:30～16:00
- 2 場 所 県庁新館 4 階 教育委員会室
- 3 出席者 元永委員、柴原委員、梁川委員、住本委員、河瀬教育次長
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

4 会議概要

■開会

■あいさつ

■会議の成立確認

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、委員の半数以上の出席により成立

■会議の公開・非公開について

（委員長）

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領第 5 条第 1 項の規定により、今回の議題等についてはすべて公開とすることを決定

■議題

○議題① 平成 29 年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会活動といじめ対策の取組について

（委員長）

まず議題①「平成 29 年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会活動といじめ対策の取組について」でございます。資料 1 としまして、「平成 28 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施結果」についても含めて御報告、御説明を事務局からお願いします。

（事務局）

それでは、「平成 28 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施結果について」御報告いたします。配布資料の資料 1 になります。

先ほどの次長の挨拶の中にもありましたが、いじめは命に関わる事案であり、県としましても大変重く受け止めておりますので、滋賀県警察本部や精神保健福祉センターなどと

も連携を図りながら、「オール県庁」でたくさんの部署が「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づいて施策を総合的に進めているところです。ここでは、生徒指導・いじめ対策支援室が行っている事業の中で、拡充等を行った事業を中心に説明いたします。

まず、生徒指導・いじめ対策支援室で1番大きな事業になります「スクールカウンセラー活用事業」ですが、資料の11ページをご覧ください。小学校重点校を5校拡充しまして、20校に配置をしております。子ども・保護者のカウンセリングや教員対象の研修を実施するなど、支援の充実を図り、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりました。

また「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、学校不適應の課題が大きい小学校17校に配置していたものを、全19市町で小学校1校に配置し拠点としました。福祉等の関係機関と連携して課題改善に向けて、学校と福祉との連携や調整を行ったり、校内研修会等で教員の資質向上に努めてきたところであります。

両事業ともに関わった事案につきましては、十分な成果をあげていると考えておりますが、児童生徒や保護者、教員からのニーズは高く、限られた予算の中で、いかに応えていくかをこれからも考えていかなければならないところです。

次に、「いじめの未然防止」に係る施策についてです。資料の3ページから9ページに各課の施策が掲載されております。豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感などの醸成を図る施策が行われておりますが、本室では、児童生徒自身による主体的な活動が重要であることから、8ページに掲載されております「絆をつむぐ学校づくり」推進事業として、「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」を行いました。昨年度は、19市町の代表生徒と県立中学校3校の代表、計35名が参加して話し合いを行い、「いじめをなくす三か条」をまとめたところであります。資料53ページが平成27年度の生徒会サミットで、55ページが平成28年度の生徒会サミットの様子です。この事業につきましては、より充実したものとなるよう、今年度新規事業として新たに立ち上げましたので、後ほど説明いたします。平成28年度の実施結果につきましては以上です。

続いて、平成29年度のいじめ対策の取組としまして、「平成29年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策」を説明いたします。本室の事業の中で、新規事業と重点的に考えている事業について説明します。

まず1点目ですが「滋賀県いじめ問題サミット」です。今ほど説明しました「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」を継続発展させた形になりますが、新規事業として本年度、立ち上げました。事業のこれまでの流れとしましては、平成26年度に「絆をつむぐ学校づくり」研究事業としまして、小学校2校、中学校2校、高等学校1校を研究指定校として始めたものであります。年度末には研究成果として、お手元に配布させていただきました「児童生徒が絆をつむぐ学校づくり」というリーフレットを作成し、県内の公立小中高等学校の全教員に配布をしたところであります。平成27年度、28年度は、成果をさらに普及するために推進事業としまして「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」を開催しました。ポスターセッションや意見交換などを実施することで、各学校や市町教育委員会での多様な取組

の推進に努めてきました。今年度からは、資料の 51 ページにありますように、参加生徒を各市町の代表から各中学校の代表とし、全中学校の生徒代表と担当教員が参加をするという形にしております。目的としましては 51 ページに書いてあるとおりですが、目的の一つとして、サミットで学んだ内容を各中学校に直接持って帰ってもらうこと、さらに各市町教育委員会と連携させていただき、各市町や各中学校区で同様の取組を開催できるようになることを目指しているところでもあります。3 年計画を進めていき、今年度は湖西・湖南地域の中学校を対象とし、来年度は湖東・湖北の中学校を対象として開催します。そして、3 年目は全県の中学校が一堂に会しまして開催をする予定をしております。なお、1 年目、2 年目は地域を限定しておりますが、参加希望の学校は他地域の開催年にも参加できることとしておりますし、国立や私立の中学校も希望があれば参加可能としております。

2 点目の新規事業としましては、資料 57 ページをご覧ください。今年度から「教育相談スキルアップ研修会」を開催しております。この研修会では、これから各学校において教育相談のリーダーとなる若手・中堅の教員に対しまして、課題解決の方策についての具体的な研修を行って、教育相談体制の充実と教員の指導力向上を目的としております。今年度は小学校教員 11 名、中学校教員 14 名、県立学校教員 7 名、私立学校教員 2 名の計 34 名が受講しているところでもあります。58 ページにも研修内容を記載しておりますが、どの研修におきましても、事例検討を含む実践的な研修を実施していきます。また、市町内や学校内で機会を設けて伝達講習などを行っていただき、研修内容を普及していただくよう求めているところです。

次に主な事業としましては、資料 39 ページをご覧ください。「スクールカウンセラー等活用事業」では、小学校重点校を 5 校増やして今年度は 25 校にしております。「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、配置時間数を増やしまして、各市町の配置校から、同一市町内の小中学校への派遣をしやすくすることで、より有効な支援につながるようにしました。また、「ストップいじめアクションプラン」の改訂につきましては、これまでからも委員の皆様から、貴重な御意見をたくさんいただきまして、反映させてまいりました。今年度は、この後の議題にもありますが、「滋賀県いじめ防止基本方針」の改定を行いますので、その改定を踏まえて「ストップいじめアクションプラン」を見直していくことになるかと思えます。

続いて「いじめ問題調査委員会」の活動ですが、昨年度の第 3 回目の委員会で説明させていただいたように、今年度は年間 2 回の開催とさせていただきます。もちろん、重大事態が起こって調査委員会としての調査が必要になった場合には集まっていただくことになります。その節はどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、議題ではございませんが、お手元に「いじめ対応リーフレット」をお配りしました。こちらは、昨年度末 3 月に改訂したもので、県内の公立小中高等学校の全教員に配布させていただきました。改訂のポイントとしましては、表紙をめくっていたところの「いじめの定義」につきましては、いじめを見逃すことがないように、具体

例を盛り込みました。次のページの「アンケート調査について」のところは、昨年、委員の皆様からいただいた御意見を基にしまして「ストップいじめアクションプラン」に「いじめに係るアンケート作成・実施上の留意事項」を作成させていただきましたが、それを活用させていただいております。次のページの「対処」の項目では、赤線で吹き出しを入れて、ポイントをわかりやすくしました。さらに「重大事態への対処」の項目におきましては、「学校を調査主体とした場合」の留意点をわかりやすくしました。また、ご覧いただいて御意見をいただければと思います。

(委員長)

ただ今の事務局からの説明について、御質問・御意見はございますか。

(委員)

リーフレットについて指摘させていただきます。いじめの重大事態の定義で気になる点があるのですが、参考資料2の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の3ページにも書かれていますが、内容を見るといじめの結果のみに着目され、内容について吟味されていない。率直な感想です。たびたび社会問題化されている子どもが死に至るようないじめはほとんど犯罪性があり、その犯罪性の有無について言明していないのは、少し危険の予測と言う点で限界があると思います。国の法律に基づいて定義を記載しないといけない事情はあると思うのですが、犯罪性の有無について吟味する必要があると思いました。

(委員長)

何か御説明等ありますか。

(事務局)

今の部分に関しまして、法律の定義の分かりにくい部分について最後のページに記載しましたように、文部科学省から具体例が示されております。

(委員)

重大事態の定義からいうと、重大事態になってからでないと対応ができないのかなと思うのですが、重大事態になる以前から、例えば暴力とか恐喝とか、そういう行為があった時点で対応すれば、重大事態にならないのかと思います。いじめとか人生早期の逆境は、人の心に治らない後遺症を残してしまうので、事が起きてから対応するという発想自体がおかしいので、この定義でいう重大事態になる前に、予測して対応することが大事かと思えます。犯罪性があった時点で早期介入すべきではないかと思えます。

(事務局)

学校では、いじめによる重大事態になる前の段階で警察等とも必要に応じて連携をしているところですが、さらに、強化していく必要があるということで、昨年度の会議でも御指摘をいただいたところです。犯罪性のある行為につきましては、各市町教育委員会、県立学校に対しまして、今後とも指導等してまいります。

(委員)

補足情報ですが、文部科学省調査におけるいじめの定義があつて、平成 25 年度調査より、「本調査において、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。『いじめ』とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。『いじめ』の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。」これが文部科学省調査の定義であり、補足させてもらいます。

(委員)

非常にすばらしい取組をされており、立派なまとめをしていただいたと感謝申し上げます。今後、「特別の教科 道徳」が 2018 年度から小学校、2019 年度から中学校に教科として入ります。現在、小学校の場合、教科書会社が 8 社、検定を通過しており、いじめについて取り上げているのが 4 社あります。もともと大津市の事件から道徳の教科化が進んでいったわけですが、道徳は、教員によって捉え方に差があったりする現実があったりします。次長がおっしゃった教員の資質向上のための事業や、研修の中で、道徳をいかに文科省が言っている「考え、議論する道徳」に高めていくかが重要ですが、そのことが委員のおっしゃったいじめの予防につながる教員の資質向上にもなるのではと思います。また、兵庫県立大学の竹内先生も児童会・生徒会の取組を推進されていますが、「いじめ問題生徒会サミット」などの取組は効果的です。日本生徒指導学会でも毎回、報告されますが、児童生徒が自らいじめを予防したり、なくしていこうとしたりする取組の効果は大きいです。このような取組を推進していく姿勢は心強いです。研修で、私はエンカウンターをメインに行いますが、開発的カウンセリングでアサーショントレーニングとして、ピアサポートなどの研修を充実させていくことは非常に大きいと感じています。

○議題② 滋賀県いじめ防止基本方針改定の骨子について

(委員長)

続きまして、議題②「滋賀県いじめ防止基本方針改定の骨子について」の議題に入ります。事務局より御説明願います。

(事務局)

それでは、「滋賀県いじめ防止基本方針改定の骨子について」説明させていただきます。資料 59 ページをご覧ください。これまで本県では、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき、いじめ防止等の対策の基本的な考え方をはじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する運用や内容について定めた「滋賀県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進してきました。こちらの基本方針に基づき先ほど御説明申し上げました、施策の一覧を作成しております。今年度、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が平成 29 年 3 月に改定されました。本県の基本方針につきましては、参考資料 1 にありますように平成 26 年 3 月に作成しておりますが、作成後 3 年が経過し、この間の本県の状況や課題を踏まえまして、今年度、基本方針の見直しを行うこととし、現在改定を進めているところであります。改定にあたりまして、まず、県の現状と課題をお話したいと思えます。関係機関が集まり情報共有・情報交換している「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」や本調査委員会の答申を受けまして、次のような課題が提起をされております。

その内容は、大きく 4 つに分けておりまして、まず 1 つ目「学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある」、2 つ目「インターネットによるいじめへの対応が十分でない」、3 つ目「学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関や地域との連携が十分でない」、4 つ目「教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う十分な時間を確保することが難しい」としております。特に、1、3、4 につきましては、調査委員会から答申をいただいている項目であります。順番に説明をさせていただきます。

まず、「学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある」ですが、具体的な課題としまして「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが未然防止・早期発見の段階から関わり学校の対応能力を補完する必要がある。」といった課題があります。また、国のいじめ防止対策協議会の議論の中では「教員がいじめを抱え込み、情報が組織で情報共有されていない場合がある」という課題も出されています。

2 つ目の「インターネットによるいじめへの対応が十分でない」では、「いじめの総件数に占めるパソコンや携帯電話等での誹謗中傷の割合が全国と比較して高い。」といった課題や、「児童生徒や保護者がインターネット上のいじめの問題や危険性について理解する必要がある。」といった課題があります。

3 つ目の「学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関や地域との連携が十分でない」では、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を活用した対

応が必要である」、「いじめ問題について保護者との協力関係の構築と学校のみでは適切に対応できない事例について、地域や警察・司法・福祉・医療等の関係機関と連携を図る必要がある。」といった課題があります。

4つ目「教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う十分な時間を確保することが難しい」では、「教員が児童生徒に起こる小さな変化を見逃さないよう、十分にコミュニケーションを図ることができる時間を確保する必要がある。」といった課題を提起していただいています。

これらの課題の対応を踏まえまして、本県としまして、基本方針の改定を行う方向で作業を進めております。資料6の改定の方向性につきましては、国の基本方針への対応と県の課題を踏まえた見直しというものであります。ポイントは2つありまして、(1)「国の改定事項への対応」、(2)「本県の課題を踏まえた対応」です。まず、国の中で改定された事項につきまして、本県の実情や考え方を踏まえて反映させていただきます。また、本県の課題を踏まえた対応につきましては、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会や滋賀県立学校いじめ問題調査委員会での御意見や答申で提起されました課題に対応していきます。

そこで、本県の「いじめの防止等のための対策の基本的考え方について」であります。まず「いじめ問題への対応は、学校における重要課題の1つである。」、次に「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、安易に解消するものではないという認識のもと『子どもの目線』に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応による『いじめの解消』を目指す。」、さらに「『いじめの未然防止』のためには、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動やいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等の子ども自身の主体的な活動が重要である。」といった3つを本県の基本的な考え方として新たに追加することを考えております。また、「関係機関および地域や家庭との連携について」の部分ですが、「いじめの問題については、福祉、司法、医療、警察等の関係機関との適切な情報共有体制を構築するとともに、地域、家庭と連携した対策を推進する」とあり、「重大事態への対処について」では、「『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』により適切に対応する」といった部分を新たに追加しようと思っております。また、いじめの解消については、これまで解消の定義がありませんでしたが、新たに国の基本方針の中に解消の要件ということで示されましたので、記載していこうと思っております。

続きまして、62 ページの、課題を踏まえた対応ですが、先ほど説明いたしました、課題に対してそれぞれ対応を盛り込む予定です。まず、1つ目の「学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある」。これに対する対応として、学校の組織的な対応の徹底を図ります。そのために、学校いじめ対策組織を中心とした情報共有体制の構築を推進するとともに、いじめの情報を共有し、いじめの防止が専門的知識に基づき適切に行われるよう研修の充実を図り、組織的対応を図っていこうと思っております。

また課題の2つ目の「インターネットによるいじめへの対応が十分でない」につきましては、インターネット上のいじめへの対応の充実を図っていこうと思っております。その

中で、情報モラル教育の充実を推進すること、スマートフォン等の利用にかかる危険性を児童生徒や保護者に対して周知するとともに、その利用方法等について啓発するといった対策を考えております。

3つ目の「学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関や地域との連携が十分でない」の部分についてであります。学校のみで適切に対応できない事案について、関係機関等と連携を図っていくことを考えております。具体的には、弁護士等の外部専門家の活用や警察、福祉、医療等の関係機関との情報共有体制の構築、更に学校と保護者や地域の関係者等との協力体制の構築を図る等を盛り込むことを考えております。

次に4つ目の「教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保が困難」に対しましては、教職員の業務負担の見直しという対応を考えております。ここでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用、教員が行う業務の明確化、学校の指導体制の整備を推進するといった対策をとることにより子どもと向き合う時間の確保を考えております。

こうした点を中心に現在改定作業を進めておりますので、また御意見を申し上げます。また、今後のスケジュールとしまして、すでに7月19日に県教育委員会の方に素案を示したところです。本日のいじめ問題調査委員会で御意見いただき、8月のいじめ問題対策連絡協議会でも議論を進めたいと思っております。その後、8月25日に教育委員会の最終案を公表し、9月中に改定をする予定で進めております。

(委員長)

この議題につきましては、まず質問を受けようと思っておりますので、お願いします。

私から質問させていただきます。県の現状というか、59ページにありますように、インターネットによる対応が十分でないという課題に関わり、いじめの総件数に占めるパソコンや携帯電話による誹謗中傷の割合が全国と比較して高いということが、数値としてどのようなもので、そこに有意な差が認められるのかという素朴な疑問を持ちました。また、本県でそのような特徴があることに対する分析を教えてください。

(事務局)

パソコンや携帯電話の誹謗中傷に関わる数値につきましては、平成27年度の状況で申し上げますと、いじめの態様の構成比において、小学校では全国が1.4%に対しまして滋賀県は1.5%、中学校では全国が7.5%に対しまして滋賀県は8.7%、高等学校におきましては全国が18.6%に対しまして本県では20.0%となっております。特別支援学校におきましては全国が8.3%に対しまして本県が28.6%となっております。ただ、特別支援学校の場合はいじめの認知件数そのものが少ないので、認知件数の増減が、構成比の増減に大きく影響しております。では、なぜ本県は多いのかというところですが、原因はつかめておりませんが、相関関係があると思うのは、滋賀県は携帯電話の所持率、パソコン等の所持率が

全国で1位であります。また光回線等の接続率も全国で1番であります。また、状況的に申し上げまして、警察やPTAの方が抽出で調べられた結果、高校が99%、中学校で7割、小学校で5割の子どもがスマホや携帯電話を持っている現状があります。スマートフォン携帯電話の所持率の高さと相関関係があるのではと感じているところであります。

(委員長)

御意見をお受けします。

(委員)

説明が大雑把で、何を求められているのかがよくわかりません。つまり、いじめの施策全般の説明をされて、拡散している感じがします。もう少し、私たちを有効に使っていただきたいと思います。教育委員会の中で議論されていると思うが、長らくの議論で積み上がっていることもあるでしょうし、教育委員会の外の意見を参考に組み立てていくこともあると思いますので、そのあたり有効に使っていただければと思います。今回、検討する材料が出ていないと思います。

(委員)

私は何年も前からこの会にいて、最初の頃に質問した内容がどう活かされたかと思うのですが、この資料6の「滋賀県いじめ防止基本方針の改定のポイント」のところで、アンダーラインがされているところで2か所気になります。まず「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応による「いじめの解消」の部分ですが、随分前に子どもの目線に立ったら、迅速な解決が大事ではないかと申し上げました。また、それと関係してですが、子ども自身の主体的な活動が重要とありますが、「子どもが自分で解決しなさい」ともとられかねない言い方だと以前質問させていただきました。ところが、今もこうして子ども自身の主体的な活動が大切と書いてあります。いじめというのは大人の世界でも自分たちで解決できないものであり、それを子どもたちが自分で解決できるかといえば、現実には甘いような気がします。もちろん、子どもがそういう意識を高めることは大事だとは思いますが、このあたりの考え方がこの数年間で教育委員会の中でどのように変わったのかを教えてくださいたいです。

(事務局)

まず、いじめの未然防止については、子どもの自主的な活動、主体的な活動を進めております。小学校では、「ふわふわ言葉」とか「とげとげ言葉」という言い方をしたりして認識させていますけれども、「こういう言葉を発すると人は嫌がるんだよ」、「こういうことはいじめになるんだよ」と指導しながら、未然防止について子どもの主体的な活動を充実していこうとしています。

ある中学校では、中学校区内の小学校の子どもと話し合っ、共通認識を持ち、みんなと同じことを取り組むことで、小中学校の連携を図り、いじめの未然防止につなげております。県教委としましても、「滋賀県いじめ問題サミット」等で子ども自身の主体的な取組等を県内に広げていこうと思っています。

主体的な活動というのは、自己有用感や自尊感情を育成し、加害者にも被害者にもならない学級づくりに有効です。また、仲間と一緒に取り組むことを通して、周りの子たちが傍観者や観衆になってしまわないように、いじめが見えた時に「それはあかん」と言える人間関係を築き、子どもたち自身が未然に止めることができる、あるいは大きくなならないようにできる絆を作っていきます。子どもたちが傍観者や観衆にならないということにおいても、主体的な活動は大きな意味があると思います。

あと先生がおっしゃった「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応によるいじめの解消、この2つを今回、前面に押し出そうと考えております。いじめについては、先生もおっしゃっていましたが重大事態になる前に解決していく、解消していくのが大前提でありますので、子ども目線に立ったいじめの把握と学校が組織的対応によっていじめを解消していくことを強く押し出していきたいと考えています。

(委員)

委員長を梶田叡一先生（兵庫教育大学学長）にいただいた『『命の大切さ』を実感させる教育プログラム』の研究を兵庫県教委に在籍していたときに担当しておりました。研究の中で、先日亡くなられた日野原重明先生（聖路加国際病院理事長）、河合隼雄先生（文化庁長官）養老孟司先生（東京大学名誉教授）（役職はすべて当時）に御意見をいただいたのですが、いじめの予防ということを考えてときに、そのベースには自分の命、あるいは生き方を見つめることがあつてのいじめ対策だと御指導いただきました。特に、河合隼雄先生は「情報モラル力を高めることが非常に大事です。光と影の影の部分に対応するために情報モラル力を高めないといけない。」と直接御指導いただきました。道徳教育でいかに自分の命や生き方と向き合うかを指導することが大切です。対処療法的な部分だけでなく、県全体で命の教育をベースに滋賀県は取り組まれる。ここが大きいんだという印象を持ちました。

(委員)

今の委員のお話で道徳教育という大事な部分が出たと思います。道徳は、社会規範の中に含まれると思います。道徳以外の部分でも、どういう行為はしてはいけないかや、犯罪に相当する行為、社会通念上してはいけない行為等は、道徳と並行して、子どもが小さいうちから刷り込んでいく必要があると思います。犯罪という名前を付けることによって、抑止効果が上がると思います。そういう点でも大事かと思ひます。道徳というのは、良心や共感性に対してしか、意味がないと思ひます。生まれつき良心や共感性を欠いている子

どもが一定の割合でいますので、そういう子どもに道徳教育だけしても効果がありません。理屈抜きで大人が子どもに「これはしてはいけない」と教えることが必要だと思います。

(委員長)

良心や共感性のない子どもに理屈抜きで教えるということが少し理解しにくいのですが。

(委員)

こういう話はしづらいですが、子どもはいい子で、みんな同じように教育を受ける権利があるというのは建前だと思うのですが、例えば犯罪を犯す人の中にも、境遇から犯罪を犯す人がいます。この人を更生させないといけないんですが、境遇と違って生まれつき良心や共感性を欠いている人もいるわけです。この人に道徳的なことを言っても、通じないんです。響かないというか、「これはしてはいけない」、「すると罰せられる」ということを学校の教育にはなじまないかもしれませんが、小さいうちから教えていくことが大事かなと思います。それで抑止できるとはいえませんが、「これ以上してはいけない」と教えることは、私たち大人の役目じゃないかと思います。

(委員)

先ほど申しましたが、説明が全体的に大雑把で抽象的で、イメージしにくかったかと思えます。私たちは2年、3年委員をしておりますので、いじめについては深めているつもりですが、説明が「絵に描いた餅」です。いじめという実感がないんです。事務文章を読み上げているような聞こえ方をしています。熱意とか、これを大切に取り組むんだという感じが、空気感がないと感じました。現場の教員とか生徒にとったら、具体的な世界じゃないですか。より具体的なことはよりわかるが、抽象的になったりイメージすることが必要になればなるほどわからない。また、いじめをしたり、されたりする子どもは順序立てて考えたり、見通しをもったりするのが苦手な子どもたちが多いですから、イメージするのが苦手なんです。より具体的に分かりやすく説明することが必要です。先程の「犯罪」というのも具体例です。どういう犯罪であって、どういう罰則があるのか、明文化されると具体的でわかりやすい。その視点をもっと取り入れていただきたい。悪意をもってやっている子は少ないんですよ。関係性の中で、これぐらいならいいだろうとか、友だちだから、仲間だから関わっていく。しかし、スキルの問題があると思うんです。つまり、教育の問題です。どういうふうな行動をとったらよかったのか、結局考えろと言っても考えるということが苦手な生徒が多いです。見通しを立てたり、コミュニケーション力を高めたりとか、相手に分かるように言葉で説明をしたりとか、自分がどんな嫌な気持ちであるかを伝えたりするには解決能力があればできるんですが、そのような技能・スキルがないままそれを考えろと言ってもできないんです。難しい子どもたちに焦点を当てるべきなんです。こういう時には、こういうふうに対応しなさい、と具体的な指導、指示、教育が必要

だと思います。いじめがあたかも、人間関係の外にあるように考えるのはだめで、いじめは生徒間相互の関係性ですから、相手だけにあるのではなく、自分の中にもあり、関係性で起きていて、それがエスカレートして、それが指摘されるまでいじめであることがわからない。これというのは、人間関係の歪みといえますが、児童生徒は発達途上ですから、子どもは不完全に決まっているんです。コミュニケーション能力と感情のコントロール能力が不完全なままで集団で生活しているんですから、トラブルが起きるのは当然じゃないですか。その対人トラブルというものがエスカレートして生命、財産の危険に至るまでに、その歪みを指導して教育をして生命・財産を守るというプロセスがあると思うんです。そのあたりを基本方針のはじめに入れていただきたいと思います。というのは、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」これをまとめたら、絶対に許されないことが、どの学校にも起こりうるってことです。その説明がないんです。つまり、発達途上でコミュニケーションがうまくできないとか、誤認とか誤解とか、状況理解の歪みであったり、意味理解の不十分さであったり、そういうことが全くなしにいじめが存在しているような考えをもとに、だから早期に発見して、摘み取らないといけない、わずかな兆候であってもいじめではないかと疑い摘み取るという考えだけでは具体的な効果を発揮できないと思います。具体的に解決するには、いじめであると認識させないといけない、そのためには説明できないといけない、それをどう解決したらよいかというセットになることが必要です。「絵に描いた餅」といったのは、具体的な解決への手順を示されていないというその辺なんです。具体的な解決手順というものが、児童と先生たちに何か提示されてないから、スローガンの「いじめをやめましょう」となっている。もっと、いじめって何なのという本質の部分を見つめ直してほしい。そして具体的な解決の道筋を提案してほしいと思いました。

具体的などころでは、平成25年6月に社会総がかりでいじめの問題に対峙するため「いじめ防止対策推進法」が成立し、とありますが、この法律ができた背景には大津のいじめ事件があります。これって滋賀県の教員にとったら、非常に具体的なことだと思うんですよ。これをやっぱりこういうところに入れていただきたいと思いました。具体的で身近なもので、重要なもので、一番認識しやすいものだと思います。

(委員)

今の委員の意見に私も賛成です。大津の事件が、一番話題性があるので、みんなが理解しやすいと思います。

(事務局)

法律では、学校と国は基本方針を必ず作りなさいとなっております。地方公共団体については、努力義務ではありますが、滋賀県はすぐ作成しました。今後は県の基本方針の改定を受け、国の方針も参酌しながら、各市町は基本方針を見直していきます。その後、各学

校の状況に応じて具体的な方針を作成していきます。たしかに、骨子ですので、大雑把なことになっているかも知れませんが、基本方針ではできるだけ具体的なことも入れられる部分は入れながら改定していきたいと思っていますところでは。

(委員)

具体的に、骨子の場合でもイメージができることが大事ではないかと思いました。2007年に、ネットいじめによる重篤な事案がありましたが、その拡散性たるやびっくりするようなどころがありました。それ以降、全国的にネット上のいじめについては対策が考えられるようになったわけですが、先ほど大津市の事案も出ましたが、現場の先生方が、骨子を通して、イメージができやすく、何としてもいじめをなくしていかなくてはいけないということが感じられる、しかも具体性があり、イメージできるというのは大事だと思います。

(事務局)

県としても、いじめの問題については命や人権につながる問題と認識しておりますので、その辺がにじみ出るようなものにしていきたいと思えます。

(委員)

この「滋賀県いじめ防止基本方針（平成 26 年 3 月）」はこれから議題にあがってくるのでしょうか。今この場で質問等してもよろしいでしょうか。

(委員長)

これを改定していくという議論をしていますので、御質問があればどうぞ。

(委員)

一番最後のページに組織図がありますが、相談窓口が一元化されていないのが被害者の立場に立っていないフローチャートだと数年前にも言わせていただいたんですが、県立と市町立と私立では、法律が違うので一元化できないと説明を受けた記憶があります。それは管理する側の都合だと思います。関係ないですが、大津市の子ども・若者支援ネットワークというのがありまして、そのフローチャートは窓口が一元化されていて、系統の違う各機関に（一元化された相談窓口）来た人を誘導する流れになっています。学校は県立と市町立と私立で、解決に当たる機関は違うとして、相談窓口は一元化して、そこから誘導するのが被害者の立場に立ったフローチャートだと思うのですが、いかがでしょうか。

相談という矢印が全部で4つありますよね。これは、相談する側からすれば少し不便な感じがするんですが。

(事務局)

相談は、県立学校に相談していただくこともありますし、県の教育委員会にいただくこともあります。また、「こころんだいやる」や「いじめで悩む相談電話」につながることもあります。さらには各市町、例えば大津市も相談窓口を開設しておられます。相談の窓口はたくさんある方が、被害にあっておられる子どもさんやそのことで悩んでおられる保護者の方には良いと思います。相談ができる場所は、たくさんあった方がいいのではないかと考えているところであります。

(委員長)

改定された基本方針は、もう少し具体的に改定の案が出た段階で、私たちに見せていただいたり、意見を言える機会がないのですか。委員もおっしゃったように、何を言ったらいいのかということも難しいです。

(委員)

私個人的には、事務局がおっしゃったことには賛成しにくく、業界が違いますが、「ここへ駆け込めば問題はすべて解決する」という駆け込み寺的な部署が必要だと思います。子ども・若者支援ネットワークもしかり、精神科救急もしかり、ここへ駆け込めば、緊急時の入院可能な病院とか受診可能な当番クリニックに患者さんをつなぐという流れができています。窓口がたくさんあれば便利ということは私は思わないですね。窓口を選択するという能力が一般の人にあるかといえば、ありません。ここへ駆け込めば大丈夫というのがある方がはるかに便利だと思います。この流れ図が滋賀県独自のものなのか、国の方針に従って作られているのか、それはわかりませんが、滋賀県独自で作成できるなら、もう少し便利に作った方がいいのではないかと思います。

(委員長)

感想的に思ったのは、組織として何に対応するかということと、ユーザー側がどこにアクセスしたらいいかを、一元化されて明示されたらということとは、関連もしつつ別のことかなあと、ここにアクセスしたら、相談にのってもらえる、助けてもらえるところを一元化され広報されるのも今後取り組んでいただければ有益かと思いました。

(事務局)

今滋賀県では深夜でも相談はやっております。

(委員長)

それは知っております。深夜だったら「どこ」でなく、それこそネットで「いじめ」、「滋賀県いじめ窓口」と検索したら、一元的に出てきて、そこから適切などこにつないでもら

えるような番号とかがあったら便利かと思います。

(委員)

総合窓口がないとたらい回しになり、被害者が疲弊しますよね。たらい回しになったら、しんどい思いをすることとなる。総合窓口に行けばしかるべき所につないでもらえるという体制が望ましいと思います。

(委員長)

学校なので自分のタイミングで、自分の担任とか顧問とかに言える体制が大切かと思えますね。

(委員)

国のガイドラインに「被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自ら対応を振り返り、検証することは必要となる。」とあるが、この部分は滋賀県の基本方針のどこに反映されていますか。

(事務局)

今おっしゃったものは平成29年3月に文科省から「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が出たところですので、本ガイドラインに沿って適切に対応する旨、今回の県の基本方針の改定で反映する予定です。

(委員)

記載をよろしくお願いします。

親御さんが調査をしないでくれ、とか公表しないでほしいという場合は、公表しないということは同意したらいいと思うのですが、公表しないからといって検証しないということはないということを申しておきたいと思います。

(委員長)

今回は、少し抽象的だったので、議論がしづらかったとは思いますが、ひとまず議論は打ち切りたいと思います。

議事録につきましては、案を作成して、また皆様に確認いただいたうえで、公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、今年度の第1回滋賀県立学校いじめ調査委員会を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日は、第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会にあたりまして、熱心に御審議いた

だきまして、誠にありがとうございました。いただきました御意見を踏まえまして、教育委員会事務局で今後検討し、よりよいいじめ対策につなげてまいりたいと考えております。

なお、第2回目の会議は2月に開催予定としております。日程につきましては、後日調整させていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。